

第1章 はじめに

1 - 1 背景と目的

- ・西東京市は、平成13年1月21日、旧田無市・旧保谷市の合併に伴い誕生した。
- ・市内には5つの鉄道駅があり、その駅を起終点とした路線バスが運行され、市域全体から見れば比較的交通の利便性に恵まれているが、一部の地域ではバス路線網から外れ、公共交通の不便地域が存在している。
- ・このため、地域の道路状況にあった小型のバスを運行させることにより、交通利便性の地域格差をなくし、高齢者の方や障害者の方、お子さんをお連れの方など市民が気軽に外出できる「一人ひとり輝くまち」を実現すると同時に、「地域融合の促進」「商業地域の活性化」「違法駐車・放置自転車の削減」などの効果が期待されていた。
- ・西東京市コミュニティバス（以下、「はなバス」という。）は、既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応するバスで、利用者の利便性を考慮しつつ、多様化する需要に対応する新たなバスシステムである。
- ・導入にあたっては、合併以前から専門家、国土交通省、警察署を交えた研究会で基礎的な準備を進め、市民説明会・市民懇談会を開催して意見聴取を行い、平成14年3月23日に第2・3ルート、3月30日に第1・4ルート、平成16年9月1日に第5ルートを順次開設、現在、全5ルートを運行中である。
- ・はなバスの運行については、新市建設計画の重点4施策の一つに位置付けられ、合併効果の発現に向けて早期実現が期待されていたため、時間的な制約もあり、基本的に、既存道路幅員で運行可能な道路を選定した上で、可能な限り公共交通の不便地域をカバーできるようルート設定を行い、運行を開始した。
- ・従って、必ずしも理想的なルート設定とは言えず、運行開始当初より市民や利用者からの要望が多数寄せられている。
- ・民間路線バス利用者とはなバス利用者間での料金格差から受益者負担のあり方や、市のはなバス運行に関わる財政負担のあり方なども、市民から意見が寄せられている。
- ・このような背景を踏まえ、はなバス本来の運行目的の実現に課題を残している状況を改善するため、西東京市地域交通会議（以下、「地域交通会議」という。）を開催し、ルート等の見直し検討を行なった。

1 - 2 西東京市交通計画と地域交通会議の位置づけ

- ・西東京市交通計画（平成19年3月）（以下、「交通計画」という。）は、上位計画である「西東京市基本構想・基本計画」及び「西東京市都市計画マスタープラン」の個別計画として位置付けられ、これら計画との整合を図り、「人と環境にやさしい安全・安心に移動できる交通体系づくり」を基本理念とし、西東京市における総合的な交通体系整備の実現を目指す計画である。
- ・交通計画に掲げられた施策を、表1-1に示す。はなバスルートの見直しに限らず、(1)体系的な道路ネットワークの形成、(2)公共交通システムの充実、(3)交通結節点の整備、(4)人と環境にやさしい歩行者・自転車交通施策の推進の4つの施策方針に基づき23の交通施策を定めている。
- ・地域交通会議は、交通計画にかかげられた施策を着実に実現していくため、学識経験者、市民代表、鉄道・バス事業者、行政機関等のさまざまな意見を反映しながら、計画を推進する体制を確立するため設置された組織である。

表1 - 1 交通計画に掲げられた施策一覧

施策方針	交通施策	
(1)体系的な 道路ネット ワークの形 成	1) 幹線道路の整備	
	2) ボトルネック箇 所の解消（交差点 改良、鉄道との交 差の改善）	交差点すいすいプランに基づく交差点改良の整備 連続立体交差事業の推進 市内における踏切対策検討
	3) 主要生活道路の整備	
(2)公共交通 システムの 充実	1) 既存鉄道サービスの充実	
	2) 市民ニーズに合った 利用しやすいバスネッ トワークの形成	都市計画道路整備等を機会としたバスルートの拡充 コミュニティバス「はなバス」ルートの見直し 新たな公共交通ルートの導入の必要性と運行可能性の 検討
	3) バスサービスの向上	サイクルアンドバスライド用自転車駐車場の整備 バスベイや右折レーンの設置など走行環境の改善 主要バス停での待合空間の整備 利用しやすい環境整備
	4) 高齢者、障害者、その他の移動困難者に対する移動支援のあり方の検討	
(3)交通結節 点の整備	1) 駅前広場の整備	
	2) 駅周辺の交通環境の向上対策	
(4)人と環境 にやさしい 歩行者・自 転車交通施 策の推進	1) 歩行者・自転車ネットワークの整備	
	2) 駅周辺での自転車駐 車場等の整備	自転車駐車場の整備 既存ストックの有効活用 自動二輪車駐車場の整備
	3) 放置自転車対策等の推進	
	4) 自転車利用促進策の 実施	レンタサイクルシステムの検討
		自転車利用 P R の推進

1 - 3 検討の進め方

- ・地域交通会議で検討を進めていくにあたり、第一に、はなバスの運行に係る状況を整理し、平成18年度に行なったはなバスフォローアップ調査報告書（以下、「フォローアップ調査報告書」という。）による市民アンケート・利用者アンケートの結果や市役所関係各課に寄せられている市民意見・要望等の把握を踏まえて、はなバスルート等見直しに関する見直し方針を定めた。
- ・第二に、短期的な見直しについて、目的を明確化し、見直しが可能な内容について検討を行った。
- ・現在は、中・長期的な見直しについての目的を明確化し、見直しの方向性・課題の検討を行っている。
- ・引き続き、具体的な見直しを実施いくためのスケジュールや、今後の見直しを行う際の基準等について検討していく。

- ・以下に、全体の検討フローを示す。

第2章 はなバスルート等見直し方針の検討

2 - 1 民間路線バス運行状況の整理



2 - 2 はなバス運行状況の整理



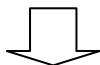
2 - 3 はなバスフォローアップ調査報告書の整理



2 - 4 市役所関係各課に寄せられている市民意見・要望等の把握



2 - 5 はなバスルート等見直しに関する見直し方針の決定

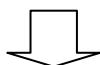


第3章 はなバスルート等短期見直し案の検討

3 - 1 目的



3 - 2 見直しの課題、方向性の検証



第4章 はなバスルート等中・長期見直し案の検討

4 - 1 目的



4 - 2 見直しの課題、方向性の検証



第5章 今後の取組方針の検討

図1-1 検討フロー